（例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録）

第十二条の二の四十四　国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行つたときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行つた場合（第十二条の三の六第二項の規定により、電磁的記録に記録を行つた場合を含む。）は、この限りでない。

一～四　（略）

（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項に規定する船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4　（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二　（略）

2・3　（略）

4　第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5～7　（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の十七の六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録） **第十二条の二の四十四**　国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行つたときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行つた場合は、この限りでない。 一～四　（略） （船舶発生廃棄物記録簿） **第十二条の三の六**　（略） （新設） 2～3　（略） （海洋施設の油記録簿等） **第十二条の十七の二**　（略） 2・3　（略） （新設） 4～6　（略） （入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録） **第十二条の十七の五の二**　（略） （新設） （燃料油の使用に係る記録） **第十二条の十七の六**　（略） （新設）	（例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録） **第十二条の二の四十四**　国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行つたときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行つた場合（第十二条の三の六第二項の規定により、電磁的記録に記録を行つた場合を含む。）は、この限りでない。 一～四　（略） （船舶発生廃棄物記録簿） **第十二条の三の六**　（略） 2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項に規定する船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。 3・4　（略） （海洋施設の油記録簿等） **第十二条の十七の二**　（略） 2・3　（略） 4　第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。 5～7　（略） （入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録） **第十二条の十七の五の二**　（略） 2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。 （燃料油の使用に係る記録） **第十二条の十七の六**　（略） 2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。
（航海日誌） **第十一条**　（略） ②　航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。 一～十九　（略）	（航海日誌） **第十一条**　（略） ②　航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。 一～十九　（略）